

中小企業融資あっせん制度 特定創業支援事業を受けた方は 3年間利子を全額補助

区では、区内中小企業者の方が事業資金を低金利で借入れができるように、金融機関と東京信用保証協会の協力を得て、融資のあっせんをしています。この制度は、区が直接融資するのではなく、金融機関が区の定める条件の範囲で融資を行うものです。

借入れにあたっては区の紹介を受けた後、金融機関および保証協会の審査がそれぞれありますので、期間に余裕を持ってお手続きください。また、初めて利用される方には、初めて利用される方には、

平成27年度 江東区中小企業融資制度

*資金特例 [注] は新設です

資金名	あっせん限度額	返済期間(据置)	年利(%)	利子補助率(%)	自己負担率(%)	備考(変更点・条件)
運転	1,250万円	6年(6か月)	1.9	0.8	1.1	
短期運転	300万円	1年(2か月)	1.6	0.9	0.7	
設備	2,000万円	9年(6か月)	2.1	0.8	1.3	
小規模企業特別(一般)	1,250万円(各資金合計)	6年(6か月・借換はなし)	1.9	0.7	1.2	従業員数が卸・小売、飲食の商業、サービス業の場合は5人以下、その他製造業等は20人以下
(運転)						
小規模企業特別(小口零細企業保証制度)	1,250万円(各資金合計)	6年(6か月・借換はなし)	1.9	0.7	1.2	従業員数が卸・小売、飲食の商業、サービス業の場合は5人以下、その他製造業等は20人以下
(運転)						
借換	2,000万円	9年(なし)	2.1	0.7	1.4	区の制度融資の借り換え条件を充足
環境保全対策II(アスベスト対策)	1,250万円	6年(12か月)	2.1	1.1	1.0	
多角化・転業支援	1,250万円	6年(12か月)	2.1	1.4	0.7	
設備強化 ※1	4,000万円	9年(12か月)	2.1	1.1	1.0	※1
*商店街空き店舗活用 ※2				1.6	0.5	※2
創業支援 ※3	1,000万円	6年(12か月)	2.1	1.6	0.5	※3
*商店街空き店舗活用 ※2				1.8	0.3	※2
*特定創業支援 ※4	1,500万円			2.1	0	当初3年間 ※4
団体	1億円	1年(2か月)	1.6	-	1.6	4年目以降 ※4
	(転貸1組合員1,000万円)	5年(6か月)	1.9	-	1.9	

◎ あっせん受付期間は、平成27年4月～平成28年3月です。区の融資の基本的な利用条件や、各融資の詳細な利用条件等については、リーフレット・区ホームページをご確認ください。

※1 設備強化資金は、大型店対策・商店街リニューアル・商工業施設建替の要件のいずれかに該当することが条件となります。また運転資金は設備資金との併用のみとし、金額は設備資金の1/2以内とします。運転資金のみの利用はできません。

※2 設備強化資金および創業支援資金は、商店街で3か月以上空き店舗となっている物件を商店会長の推薦を受けて利用する場合、利子補助率を優遇します。

※3 創業支援資金は、運転・設備資金合わせて2,500万円が上限です。

※4 区の特定創業支援事業を受けた証明書取得者に対し、借入当初から36か月間の利子を全額補助します。

保証料の補助があります。詳細は、リーフレット「江東区中小企業融資のご案内」または区ホームページをご覧ください。

創業を支援します 3年間利子を全額補助

創業支援融資は事業主でない個人の方が、新たに個人または法人として江東区内で創業する場合が対象となります。

借入れ後は、区が設定した利率で金融機関へ返済しますが、翌年の5月に返済額のうち、それぞれの資金に定めた補助率で支払済利子の一部を補助金として交付します(率については左表を参照)。また、一部の資金金としては借入れに要する信用

創業支援事業」は、区が実施するもののほか、区と連携する団体が実施するセミナー等へ参加するなど一定の要件を満たすことが条件となります。詳細は区

5区(江東・品川・目黒・板橋・江戸川) 合同ものづくり商談会

8/24(月)

中小企業の新たな外注先・ビジネスパートナー探しに
企業間のネットワーク構築、
(SHIP) 3階(品川区北品川5-5-15) 江東・品川・目黒・板橋・江戸川区内の中小製造業事業者を対象とした商談会を開催します。

昨年は110社の企業にご参加いただきました。各区合同で行われる商談会は他に類をみないチャンスです。参加について興味をお持ちの方は、お問い合わせください。皆さんの参加をお待ちしています。

時 8月24日(月) 午後1時～5時(予定)
場 品川区産業支援交流施設

男女共同参画に関する意識調査 結果まとまる

区では、今後の男女共同参画施策の推進と平成27年度に行う新たな男女共同参画行動計画策定の基礎資料とするため、平成26年9月～10月に区民(20歳以上の男女2,000人)および区内企業・事業所(1,000社)を対象に男女共同参画に関する意識実態調査を実施しました。

このたび、調査結果がまとまりましたので、その一部をご紹介します。

「ワーク・ライフ・バランス」と言われるワーク・ライフ・バランスについては、約5割の企業・事業所が関心を示していますが、その推進のためには育児・介護休業等による「代替職員の確保」や、「労働時間の長い部門・事業所がある」等が課題となっていると回答しています。

ホームページをご覧ください。お問い合わせください。
経済課融資相談係
☎(3647)2331

【申込】
【受法企業】5月8日(金)
【申込】区ホームページにある専用フォームに必要事項を記入し、メールで経済課産業振興係へ
☎(3647)2332

【申込】
【受法企業】5月8日(金)
【申込】区ホームページにある専用フォームに必要事項を記入し、メールで経済課産業振興係へ
☎(3647)2332

【申込】
【受法企業】5月8日(金)
【申込】区ホームページにある専用フォームに必要事項を記入し、メールで経済課産業振興係へ
☎(3647)2332

心身障害者医療費助成 中学校卒業などで 受給対象となる方は手続きを

この春中学校を卒業し、江東区子ども医療受給者証の受給が終了(15歳に達した日以後の最初の3月31日まで)する方のうち、次に該当する方は心身障害者医療費助成(○)制度の対象となりますので、申請手続きをしてください。

【対象となる方】
次のいずれかをお持ちの重度障害の方で、健康保険に加入している方
○身体障害者手帳1級・2級(心臓・腎臓等内部障害については3級まで)
○愛の手帳1度・2度
【対象とならない方】
○保護者の収入が基準額を超えている方(下表のとおり)
○生活保護を受けている方
○健康保険の自己負担のない施設に入所している方
○お子さんの身体障害者手帳

【申請に必要なもの】
○お父さんの身体障害者手帳
○お父さんの健康保険証
○印鑑
○平成26年1月1日時点で江東区にお住まいでなかった方は保護者の平成26年度課税(非課税)証明書
○障害者支援課障害者福祉係
☎(3647)4952
FAX(3647)4910

【ワーク・ライフ・バランス】
「仕事と生活の調和」と言われるワーク・ライフ・バランスについては、約5割の企業・事業所が関心を示していますが、その推進のためには育児・介護休業等による「代替職員の確保」や、「労働時間の長い部門・事業所がある」等が課題となっていると回答しています。

【ワーク・ライフ・バランス】
「仕事と生活の調和」と言われるワーク・ライフ・バランスについては、約5割の企業・事業所が関心を示していますが、その推進のためには育児・介護休業等による「代替職員の確保」や、「労働時間の長い部門・事業所がある」等が課題となっていると回答しています。

【ワーク・ライフ・バランス】
「仕事と生活の調和」と言われるワーク・ライフ・バランスについては、約5割の企業・事業所が関心を示していますが、その推進のためには育児・介護休業等による「代替職員の確保」や、「労働時間の長い部門・事業所がある」等が課題となっていると回答しています。

【ワーク・ライフ・バランス】
「仕事と生活の調和」と言われるワーク・ライフ・バランスについては、約5割の企業・事業所が関心を示していますが、その推進のためには育児・介護休業等による「代替職員の確保」や、「労働時間の長い部門・事業所がある」等が課題となっていると回答しています。

【ワーク・ライフ・バランス】
「仕事と生活の調和」と言われるワーク・ライフ・バランスについては、約5割の企業・事業所が関心を示していますが、その推進のためには育児・介護休業等による「代替職員の確保」や、「労働時間の長い部門・事業所がある」等が課題となっていると回答しています。

所得制限基準額

適用期間	対象所得	扶養親族の数	基準額
4/1(水)～8/31(月)	平成25年中所得	0人	3,604,000円
		1人	3,984,000円
		2人	4,364,000円
		3人	4,744,000円
		4人	5,124,000円
		5人	5,504,000円

扶養親族が5人を超えるときは、1人につき38万円を加算します。扶養親族の中に、老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族または控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がいるときは、左記基準額に一定額を加算します。医療費・社会保険料(本人のみ)・配偶者より相当額を控除します。

同参画推進センター(扇橋3-22-2)、図書館などに置いてある報告書、または区ホームページをご覧ください。

調査結果は、行動計画策定に向けての審議や男女共同参画推進策実施に際しての資料として活用していきます。

男女共同参画推進センター
☎(3647)1163